



## Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries

Summary in Japanese

### 格差は拡大しているか：OECD 諸国における所得分配と貧困

日本語概要

長期的に見て所得格差は拡大しているのか。所得格差の拡大で誰が得をし、誰が損をしているのか。所得格差の拡大は全ての OECD 諸国に対して一律に影響を及ぼしているのか。また、どの程度までが労働者個人間の所得格差拡大の結果であり、他の要因の影響はどの程度なのか。最後に、租税給付制度を通じた政府の再分配はこうした傾向にどのような影響を及ぼしているのか。

本報告書はこのような疑問に答えているが、その回答は多くの読者を驚かせるものであろう。本報告書は、OECD 全域で過去 20 年間に所得格差の拡大がかなり一般化していることを示すデータを提供しているが、格差拡大の時期、程度、原因はメディアで一般に示唆されているものとは異なっている。

本報告書『格差は拡大しているか』は、OECD 諸国における経済資源の分配に関する様々な分析をまとめたものである。ここでは、2000 年代半ばの所得分配と貧困に関して全 OECD 加盟国（30 カ国）を網羅したデータを提供しており（これは史上初である）、そのうち約 3 分の 2 の国についてはさらにさかのぼって 1980 年代半ば以降の傾向に関する情報も提供している。本報告書では個人間・家計間の経済資源の分配に関する従来の議論からは一般に除外されている様々な領域（家計資産、消費パターン、現物給付の公共サービスなど）の格差についても取り上げられている。どの程度の格差が社会に存在するかは偶発的に決定されているわけではない。各国政府が本報告書に収録されている最新データをしっかり受け止めれば、状況を変えることは不可能ではないのである。

普通の人に「今日、世界が直面している主要な問題は何か」と尋ねれば、最初に帰ってくる答えの中に「格差と貧困」が入っている可能性は高い。それほど経済成長は公平に共有されていないという懸念が広がっている。BBCが2008年2月に行った調査によれば、34カ国の国民の約3分の2が「最近数年間の経済発展」は公平に共有されていないと考えている。韓国、ポルトガル、イタリア、日本、トルコでは80%以上の回答者がこうした見方に同意している。同様の結論を示唆する調査や研究は他にもたくさんある。

では、「富裕層はますます豊かになり、貧困層はますます貧しくなった」と考えるのは正しいのだろうか。簡単な質問の場合しばしばそうであるように、簡単に答えるのは非常に難しい。確かに、富裕国はますます豊かになり、一部の最貧国は相対的に豊かになっていない。他方、中国とインドの所得急増は膨大な数の人々を貧困から救い出している。したがって、所得格差と貧困に対して世界で起きていることを楽観的に見るか、悲観的に見るかは、コップが半分満たされていると考えるか、半分空になっていると考えるかによる。どちらも正しいのである。

世界はますます不平等になっているとの見方に同意できるとしても、グローバル化のせいとばかりはいえない。他にも説得力のある見解はある。技能偏重の技術革新（例えば、インターネットの活用法を知っている者が得をし、知らない者が損をする）や政治的な流れの変化（組合が弱体化し、労働者保護が以前より薄れる）なども格差拡大の理由として挙げられる。こうした理由のいずれにもその背後には幅広い尊敬を集める大物学者が控えている。おそらくこうした要因の全てがある程度の役割を果たしているのだろう。

本報告書はOECD加盟先進国30カ国を対象としたものであり、少なくとも1980年代半ばから、おそらくは1970年代半ばから、所得格差が拡大していることを示している。所得格差は大半の（全てではない）国で広がっている。所得格差はカナダやドイツなどでは近年大幅に拡大しているが、メキシコ、ギリシャ、英国などでは縮小している。

しかし、所得格差の拡大は—その範囲は広く、大きなものではあるが—大半の人々が思っているほど著しいものではない。実際、過去20年間の所得格差の拡大はジニ係数で平均約2ポイントである（ジニ係数は所得格差を測る最善の指標）。これはドイツとカナダの現在の差と同じであり、大きな差ではあるものの、社会の崩壊を議論するほどではない。データが示していることと人々が思っていることの間こうした差があるのは、明らかに、いわゆる「Hello!」マガジン効果—「Hello!」誌などで、大金持ちになった結果としてメディアの注目を集めているスーパーリッチの記事を読むことによる影響—をある程度反映したものである。スーパーリッチの所得については、所得分配に関する通常のデータソースによっては適切に測れないので、本報告書では取り上げられていない。ただしこれは、スーパー

リッチの所得は重要ではないということではない。人々が格差を心配している最大の理由の一つは公平性であり、多くの人が一部の人々の所得は極めて不公平であると考えている。

過去 20 年間の格差拡大が緩やかであった背景には、それを下支えする大きな流れが隠れている。先進諸国では、格差拡大へと向かう流れを相殺するため、政府が増税と歳出増を行っている一かつて見られなかったほど社会政策関連の支出を増やしているのである。もちろん、先進国では人口が急速に高齢化しているため歳出一保健医療や年金関係の歳出を増やす必要がある。歳出の再分配効果は 1980 年代半ばから 1990 年代半ばまでの 10 年間には貧困の増加を抑制したが、給付対象が貧困層から離れていったその後の 10 年間には貧困を増幅させた。政府が社会給付関連の歳出を減らしたり、租税対策と給付の対象から貧困層を外したりするなどして、格差を縮小しようとする努力をやめれば、格差の拡大は現状よりはるかに急速に進展するだろう。

本報告書によれば、社会集団の間には差が見られる。過去 20 年間に所得が最も伸びているのは退職年齢近辺の層—55～75 歳—であり、多くの国で年金生活者貧困率は急速に低下し、今では OECD 総人口の平均を下回っている。これに対し、児童貧困率は上昇しており、今では総人口の平均を上回っている。児童の福祉が成人後の状況—所得や健康状態など—を左右する主要な決定要因であるとのデータが増えているにもかかわらず、である。多くの国は政策上、児童貧困率の上昇に現在より注視する必要がある。（米国の最近の法律が述べているように）いかなる子供も取り残されないよう、児童の発達の問題にもっと注意を払う必要がある。

格差対策として増税と歳出増に頼るのは一時しのぎにしかなり得ない。格差縮小への唯一の持続可能な方法は賃金と資本所得の根本的な拡大に歯止めをかけることである。特に、人々が就職でき、自身と家族を貧困状態に陥らせないだけの賃金を稼働できるようにしなければならない。すなわち先進国は、失業・障害・早期退職給付に頼るのではなく、人々の雇用を確保し、良好なキャリア見通しを提供する方に格段と注力しなければならない、ということである。

以上述べたことに対しては多くの反論があるかもしれない。例えば以下などである。

- 重要なのは所得のみではない。教育や保健医療などの公共サービスも格差を縮小する上での強力な手段になり得る。
- 所得の少ない人の中にも多くの資産を有する人がいるので、そうした人は貧困層に入れるべきではない。
- 特定時点での貧困を過度に気にかけるべきではない。深刻な窮乏状態に置かれている可能性が大きいのは、低所得が長期間続いている場合のみである。

- 格差に注目する際には、十分な食料を確保できないとか、テレビや洗濯機を買えないなど、主要なモノやサービスを入手できるかどうか注目した方がよい。
- 所得が完全に平等に分配されている社会も望ましいものではない。人より懸命に働いている人や才能に恵まれている人はより多くの所得を得て当然である。実際に重要なのは機会の平等であり、結果の平等ではない。

本報告書はこれらの問題の全てを直接的に取り上げている—より正確に言えば、どういう社会が「よい」社会であり、どういう社会が「よい」社会ではないという規範的な問題ではなく、こうした見方のそれぞれについてその実証データを考察している。要するに、本報告書に掲載されている比較データは、i) 家計所得分布とその動向の一般的な特徴、ii) 所得格差と貧困の変動に寄与している要因、iii) 家計の資源を測るより幅広い指標に注目することから得られる教訓、に関する多くの「定型的事実」を明らかにしているのである。

## OECD 諸国における家計所得分布の特徴

- 格差をどのように測るかに関係なく、一部の国は他の国より所得分布がはるかに不平等である。格差を測る際に使用する指標を変えても一般に各国の順位への影響はほとんどない。
- 数少ない例外を除き、所得分布の広がり大きい国ほど相対的所得貧困率も高い。相対的貧困を平均所得の 40% 以下、50% 以下、60% 以下のいずれと定義しても、これは変わらない。
- 所得格差、貧困者率（平均所得の 50% 以下）とも過去 20 年間に拡大・上昇している。この拡大・上昇は相当広い範囲に広がっており、3 分の 2 の国で見られる。拡大・上昇は緩やかであるが、大きい（ジニ係数で平均約 2 ポイント、貧困者率で 1.5 ポイント）。ただし、メディアでしばしば取り上げられているほど劇的なものではない。
- 2000 年以降、カナダ、ドイツ、ノルウェー、米国、イタリア、フィンランドでは所得格差が大きく拡大し、英国、メキシコ、ギリシャ、オーストラリアでは縮小している。
- 格差が総じて拡大しているのは、中間階級世帯や所得分布の底辺に位置する世帯に比べ富裕世帯が特に好調なためである。
- 高齢者の所得貧困率が低下し続けている一方、成人若年層や有子世帯の貧困率は上昇している。
- 平均所得が高く、所得分布の広がり大きい国（米国な

ど)の貧困層は、平均所得は低いものの所得分布がもっと狭い国(スウェーデンなど)の貧困層より生活水準が低い。逆に、平均所得が低く、所得分布の広がり大きい国(イタリア)の富裕層は、平均所得はもっと高いものの所得分布がもっと狭い国(ドイツ)の富裕層より生活水準が高い。

## 所得格差と貧困の長期変動を牽引している要因

- 格差拡大の原因の一つは人口構成の変化である。しかし、これは人口高齢化そのものではなく成人単身世帯数の増加を反映したものである。
- 大半の OECD 諸国では常勤労働者の所得格差が拡大している。これは高所得者層の一層の高所得化が進んでいるためである。グローバル化、技能偏重の技術革新、労働市場関連の制度と政策が全てこうした結果に寄与している模様である。
- 賃金格差拡大の所得格差への影響は就業率の上昇により相殺されている。しかし、低学歴層の就業率は低下し、失業者世帯率も高止まりしている。
- 資本所得と自営所得は極めて不平等に分配されており、過去 10 年間にますますその傾向を強めている。こうした傾向が所得格差拡大の大きな原因となっている。
- 就業は貧困対策として極めて有効である。失業者世帯の貧困率は勤労者世帯の貧困率の約 6 倍である。
- しかし、就業のみで貧困を回避できるわけではない。貧困層全体の半数以上がある程度所得のある世帯に帰属しているが、これは年間労働時間の少なさや低賃金のためである。就労貧困の削減にはしばしば所得を補てんする在職給付が必要とされる。

## 貧困と格差を測るより幅広い指標に注目することから得られる教訓

- 教育や保健医療などの公共サービスは所得より平等に分配されているので、経済資源の幅を広げて公共サービスまで含めると格差は小さくなる。ただし、各国の順位はほとんど変わらない。
- 消費税を考慮に入れると格差は拡大する。ただし、その拡大幅は公共サービスを考慮に入れた場合の縮小幅ほど大きくない。
- 家計資産は所得よりはるかに不平等に分配されており、所得格差の小さな国の中には資産格差の大きい国もある。しかし、この結論は使用される指標、調査の設計、

比較可能性を高めるために調査から除外される特定の資産（その重要性は国により異なる）などに左右される。

- 個人間で見ると、所得と純資産は相関度が高い。低所得層は中高所得層より資産が少なく、その純資産は一般に人口全体で見た場合の純資産の半分弱ほどである。
- 物質的窮乏は相対的所得貧困率の高い国の方が高いが、平均所得の低い国でも高い。これは、所得の貧困が後者の国々の苦境を過小評価しているということである。
- 若年層より高齢者層の方が純資産は多く、物質的貧困は少ない。これは、現金所得のみに基づいて高齢者層の貧困を推計すると高齢者層の苦境の程度が誇張されるということである。
- 3年間の慢性的貧困者数は大半の国で極めて少ないが、3年間のいずれかの時点で低所得に陥った者はもっと多い。年間所得に基づく貧困率の高い国は慢性的貧困者やいずれかの時点における貧困者の割合をベースにすると状況はさらに悪くなる。
- 貧困への転落は主に家族や雇用に関連した事象を反映したものである。一時的貧困層の場合は家族関連の事象（離婚や出産など）の重要性が極めて高いのに対し、2年連続の貧困層の場合は（受給資格決定要件の変更などによる）移転所得の減少の方が重要である。
- 社会的流動性は一般に所得格差の小さな国の方が高く、その逆も然りである。これは、實際上、機会の平等化の推進が結果の公平化につながるということである。

本報告書が答えていない疑問もたくさんある。将来的に格差の拡大は避けられないのかについて考察していないし、格差拡大の様々な原因の相対的重要性に関する疑問にも答えていない。格差解消に先進諸国は何をすべきかという疑問に対してすら詳細な回答を提供していない。しかし、本報告書は、格差の拡大幅が他国より小さい国がある一縮小している国すらある一ことを示している。さらに、国により差が出る理由は、少なくともある程度までは、より効果的な再分配によるにしろ、国民の自助能力への投資拡大によるにしろ、政府の政策の違いによるものだということも示している。本報告書の主要な政策メッセージは、一格差拡大がグローバル化のためか他の理由のためかに関係なく一途方に暮れる理由はないということである。政府がよい政策を実施すれば成果を上げることができるのである。

© OECD 2008

本要約は **OECD** の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された **OECD** 出版物の抄録を翻訳したものです。

**OECD** オンラインブックショップから無料で入手できます。 [www.oecd.org/bookshop/](http://www.oecd.org/bookshop/)

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

[rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)  
2 rue André-Pascal, 75116  
Paris, France

Visit our website [www.oecd.org/rights/](http://www.oecd.org/rights/)

